

# 単科大学における情報セキュリティポリシーの策定と運用

石坂 徹 高木 稔 早坂 成人 石田 純一 刀川 眞

室蘭工業大学 工学部附属情報メディア教育センター

## 1. はじめに

インターネットの普及により外部への情報流出等の情報セキュリティインシデントが、テレビ等の一般のニュースにおいても報じられている。これらの中には公共機関や教育機関の職員によるものも多い。大学において情報セキュリティを維持・確保するためには情報セキュリティポリシーならびにそれを実現するための規程、基準、手順などの制定が不可欠な状況になっている。

政府統計[1]によると、2006年5月1日現在、情報セキュリティポリシーが確立されている大学は26.2%であり、ほとんどの大学が学内LANおよびインターネットへの接続を行っていることを勘案すると十分とは言えない。2006年10月、国立情報学研究所および電子情報通信学会は「高等教育機関の情報セキュリティ対策のためのサンプル規程集」[2]（以下、サンプル規程集）を公表した。室蘭工業大学（以下、本学）でも、サンプル規程集に基づいて、情報セキュリティポリシーの策定を行い、運用に向けて準備を行っている。

本研究では、単科大学における情報セキュリティポリシーの策定と運用の一手法を、本学を例として述べる。

## 2. サンプル規程集に基づく情報セキュリティポリシー策定

サンプル規程集では、仮想のA大学をモデルと

している。このモデル大学と本学の体制を比較したものを表1に示す。本学は、学部組織としては、A大学より小さく、学生数はA大学よりも多い。ここで、各部局の教職員数を考えた場合、ほとんどの教員は学部には属しているため、工学部を一つの部局とすると、センター等と比較してかなり大きな組織となってしまう。これでは部局の情報システムのセキュリティを維持・管理するには責任者の負担が他の部局より大きくなる。そこで、本学では部局の定義を学科単位として、責任者の負荷分散を図った。これにより各部局（学科）の教職員数は30名程度となり、一人の責任者により部局全体を見渡せられると考えられる。同様に、事務局においても、全体を一つの部局とせず、各課・室を部局と定義した。

表1 モデル大学と本学との比較

	A大学	本学
学部	文学部、理学部	工学部
学生数	2000名	約3300名
部局	学部、事務局、情報メディアセンター、図書館等	学科、事務局課・室、情報メディア教育センター、図書館等
意思決定機関	全学情報システム運用委員会 及び 部局情報システム運用委員会	情報基盤委員会

この組織体制に基づいて、主として情報メディア教育センターの教員および技術職員がサンプル規程集を参考に規程、基準等を策定し、事務局職員が本学の学則等とのすり合わせを行った。

Establishment and Administration of Information Security Policies in a College.  
Tohru Ishizaka, Minoru Takagi, Naruhito Hayasaka, Jun-ichi Ishida, Makoto Tachikawa  
Center for Multimedia Aided Education, Faculty of Engineering, Muroran Institute of Technology

### 3. 運用体制

#### 3.1 責任者

サンプル規程集では、責任者としては各部局に部局総括責任者、部局技術責任者を配置している。前節で述べたように、本学では部局の組織をコンパクト化したことにより、部局総括責任者と部局技術責任者の職務を統合し、部局セキュリティ責任者として1名配置することとした。名称を変更したのは、主たる職務内容つまりセキュリティ維持活動を意識させるためである。この部局セキュリティ責任者は部局長が想定されている。また、部局技術担当者は部局セキュリティ責任者が任命するが、本学の規程においては部局技術担当者の職務を厳密に規定せず、委嘱範囲は各部局セキュリティ責任者の裁量に任せることとした。

#### 3.2 意思決定機関

本学には情報セキュリティポリシー策定以前から情報統括責任者(CIO)が設置されており、現在、総務担当理事が兼務している。また、学内情報基盤に関する意思決定機関として、情報基盤委員会があり、CIOを委員長として各学科から選出された教員1名、事務局課長、及び情報メディア教育センターの専任教員から構成されている。情報セキュリティポリシーおよび関連規程の施行後は、情報基盤委員会を部局セキュリティ責任者および情報メディア教育センター専任教員からなる組織として再構成する予定である(図1)。

### 4. 教育・講習計画

情報セキュリティポリシーの関連基準として、「年度講習計画」があるが、本学でもサンプル規程集に基づいて、一般利用者の基礎講習及び定期講習、システム管理者講習、役職者講習を計画している。現在、基礎講習のためのテキスト(冊子)を作成中である。本来、この基礎講習は学生の入学時及び教職員の着任時に行われる講習であるが、情報セキュリティポリシーおよび関連規程施

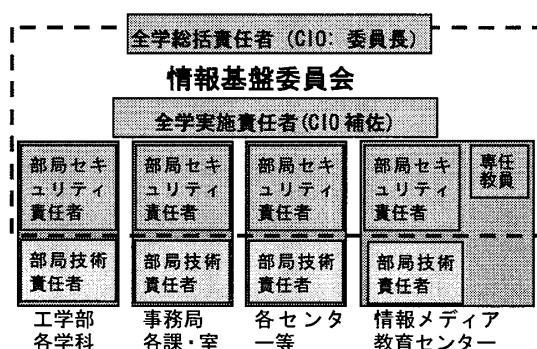


図1 運用体制

行後は、全教職員・学生が未受講の状態である。そこで、本学では全教職員についてこの講習を行うことを考えている。学生については、ほぼ全学生が情報リテラシー科目である、1年次の「情報メディア基礎」において情報倫理など必要とされている教育を受けているため、講習を行わない。ただし、在校生には冊子を配り啓蒙を行う予定である。今後も、新入学生については全学科でこの科目が開講されることから、学生に対する講習は履修をもって受講とみなすこととした。

### 5. おわりに

室蘭工業大学を例として、単科大学における情報セキュリティポリシー策定および運用の一手法を提案した。単科大学のように組織数が少ない場合、組織を細分化することにより、より実効的な情報セキュリティ維持を行うことができると考えられる。

また、現在多くの大学で情報セキュリティポリシーの策定・改訂が行われていると思われる。各規程や基準は、大学の組織・体制別により共有できる情報も少なからずあるだろう。これらの情報を各大学が連携し提供・利用することにより、より効率的な情報セキュリティポリシーの策定ができるのではないだろうか。

### 参考文献

- [1] <http://www.e-stat.go.jp>
- [2] <http://www.nii.ac.jp/csi/sp/>